

議案第 49 号

桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

桐生市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市市税条例等の一部を改正する条例

(桐生市市税条例の一部改正)

第1条 桐生市市税条例(平成10年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所

得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第 73 条の 2 中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第 73 条の 3 中「交付手数料」を「交付(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 26 条を削る。

(桐生市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 桐生市市税条例の一部を改正する条例(令和3年桐生市条例第25号)の一部を次のように改正する。

桐生市市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中桐生市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中桐生市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項並びに第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(桐生市市税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中桐生市市税条例第18条の4第1項、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の桐生市市税条例第18条の4第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の桐生市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の桐生市市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。
 - 3 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の桐生市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 第 4 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の桐生市市税条例第 73 条の 2 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 2 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の桐生市市税条例第 73 条の 3 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第 382 条の 3 の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議 案 説 明

議案第 49 号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税及び固定資産税について所要の改正を行おうとするものです。